

別表3（第5条関係）

令和4年4月1日～6月30日

1 事業名	2 基準額（補助上限額）	3 対象経費	4 補助率
ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCR検査等（その他核酸増幅法による検査、抗原定量検査を含む。） （検査単価8,500円＋各種経費3,000円）×実施回数 ただし、実施事業者が医療機関である場合については、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、検査単価は7,000円とする。 ・ 抗原定性検査 （検査単価1,500円＋各種経費3,000円）×実施回数 	<p>原則、新型コロナワクチン3回目接種未了の無症状者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCR検査等（その他核酸増幅法による検査、抗原定量検査を含む。） （1回あたりの検査費用の原価＋各種経費3,000円）×実施回数 ・ 抗原定性検査 （1回あたりの検査費用の原価＋各種経費3,000円）×実施回数 	10分の10
感染拡大傾向時の一般検査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCR検査等（その他核酸増幅法による検査、抗原定量検査を含む。） （検査単価8,500円＋各種経費3,000円）×実施回数 ただし、実施事業者が医療機関である場合については、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、検査単価は7,000円とする。 ・ 抗原定性検査 （検査単価1,500円＋各種経費3,000円）×実施回数 	<p>感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、新型コロナウイルス感染症症状が出ていない者が、検査受検要請（感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる特措法第24条第9項等に基づくものに限る。）に応じて受検した検査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCR検査等（その他核酸増幅法による検査、抗原定量検査を含む。） （1回あたりの検査費用の原価＋各種経費3,000円）×実施回数 ・ 抗原定性検査 （1回あたりの検査費用の原価＋各種経費3,000円）×実施回数 	10分の10
事業実施に係る設備整備	<p>事業所1箇所当たり1,300,000円 ただし、衛生検査所が、既存の事業所とは別に新たに県内に検査拠点又は検体採取拠点を設置し、自ら検査（PCR検査等に限る。）を実施しようとする場合は、協議の上知事が必要と認められた額とする。</p>	<p>事業を実施するための設備整備に要する費用 ただし、人件費、用地取得費、借入金及びその利息、保証金、並びにその他当該事業と関連しない費用は対象外とする。</p>	10分の10